

メトロコマース 賃金 時給 1000 からスタート 毎年 10 円 UP 10 年で打ち切り

定年 正社員・再雇用あり 契約社員→組合で勝ち取る

正社員 就業規則 会社が出さない 裁判になって初めて裁判所からさせた

非正規労働者の闘い：歴史

正規・非正規＝社会的身分ではない と厚労省が定義し定着。ILO100 号条約 1967 批准

労基法 4 条の存在で、立法なし

1993 年 パート労働法試行

1996 丸子警報器長野地裁上田支部判決 8 割 公序良俗違反

東京高裁で 9 割で和解：確定

2007 パート労働法改正

2008 とりこし派遣村

2012 労働契約法 20 条

2018 ハマキョウレックス→現役の非正規ドライバー 公正な処遇を図るために 20

条はできた。均衡の取れた処遇を求める規定 と提起。住宅手当は×

長澤運輸→定年後 賃金項目の各項ごとみる 精勤手当○

2019 パート労働法改正 パート有期法 2021.4 中小も適用に

説明義務・労働局調停適用などあらたに

メトロコマース事件

退職金 正社員の計算と同一にし 4 分の一 これに対してのみ上告受理

最高裁 退職金も 20 条の範囲と 労務の対価の後払い 厚労報酬などの複合的性格あり

その他の事情に 多数の正社員と全体の正社員とは大きな違い

売店業務正社員は正社員の 2 割に満たない

H12 年 地下鉄互助会から業務譲渡うけ 売店業務に従事する正社員が

この経緯に高い処遇の売店勤務正社員がうまれて経営上の事情があった

「最低裁判所」 最高裁で弁論の機会あり 全く聞き入れられず。

退職金：複合的な性格、厚労褒章の性格あるとしているが、

正社員：1 年でも退職金支給 定着はかる という目的にてらしてどうか

職務が違ってても均衡の取れた処遇 のはず

売店業務 過小評価 売店：互助会時代から女性 女性差別では

反対意見 宇賀：行政法

正社員 57 歳で東京メトロから出向 60 歳で正社員に 65 歳定年→退職金

これに比して契約社員平均 47 歳採用

大阪薬科大事件 メトロコマースと同一の言葉遣い 採用 3 年

日本郵便事件 賞与は上告受理されず 手当 扶養手当・夏季冬期休暇 継続的な勤務が見

込まれる→最も短い原告は 3 年 実際に長期勤務したかではなく「みこまれる

非正規労働者は勝っている

メトロコマース 総額 200 万円ぐらいか、住宅手当・褒章、残業手当○

格差があれば 不合理？ 説明責任企業に

正規労働者の労働条件改悪 就業規則改定案がでたりしている。

日本郵便 住宅手当廃止された

江夏弁護士 新宿区労連 青年ユニオン→調停申し立て準備中

法改正も 目的：使用者の恣意的判断みとめる 不合理であること労働者が立証責任→×

野党共同法案

質疑

出版労連 C&S 労組 継続雇用者に病気緊急休暇もりこまれていない

建公労 石塚 比較対象の問題

最高裁判決：すべて事例判決 比較対象者は労働者側が決めた人 職務評価

最高裁：目的・性質 と言葉使い分けている。

大塚 都労委労働者委員

労働委員会 公益委員：使用者・労働者いずれでも一人でも拒否すれば×